

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	金融サービス仲介業に係る制度整備		
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000(内線3572)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	2020年3月5日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的・必要性】 情報通信技術の発展により、利用者がオンラインで円滑に金融サービスの提供を受けることが可能となっている。こうした中、多種多様な金融サービスをワンストップで提供することに対する事業者のニーズや、多数の金融機関が提供する金融サービスについて、個人のライフプランに応じてその内容や手数料等を比較しながら自身に適したものを選択することに対する利用者のニーズに対応し、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図ることは重要。 そのため、業種毎の許可・登録や、特定の金融機関へ所属し金融機関からの指導・監督を受けること(所属制)を要しない業種類型を設けることで、利便性のより高い金融仲介サービスの実現を図るとともに、利用者の保護を図るための措置を講じる必要がある。</p> <p>【内容】 ① 1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介業を創設する。 ② 金融サービス仲介業に関し、特定の金融機関へ所属することを求めない。他方、取扱可能な金融サービスの制限(高度な説明を要する金融サービスを制限)や利用者財産の受入禁止、保証金の供託義務により、利用者保護を図る。 ③ 併せて、報告・資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等の監督規定を整備する。このほか、利用者情報の取扱いに関する措置や利用者への説明義務、禁止行為などを、仲介する金融サービスの特性に応じて過不足なく規定する。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	① 金融サービスの提供に関する法律第3章 ② 金融サービスの提供に関する法律第3章第1節、第3章第2節 ③ 金融サービスの提供に関する法律第3章第2節、第3章第4節	
想定される代替案	特定の金融機関への所属を求める一方、所属金融機関が提供する金融サービスの範囲内において取扱サービスに制限を設けない。		
直接的な費用	費用の要素		代替案の場合
(遵守費用)	金融サービス仲介業を営もうとする者(※)において、登録申請に係る費用や金融サービス仲介業の規制の遵守に係る費用(例えば、顧客情報の適切な管理に係る費用)が発生する。 ※ 業者数を直接的には推計できないが、既存の仲介業者数は以下の通り。 ・ 銀行代理業者: 79者(2019年12月末時点) ・ 金融商品仲介業者: 888者(2019年12月末時点) ・ 生命保険代理店: 8万5,682者、損害保険代理店: 18万319者(2019年3月末時点)	代替案の場合、本案の場合と比較して、登録申請に係る費用や金融サービス仲介業の規制の順守に係る費用に加え、仲介業者には特定の金融機関へ所属し指導を受けるための費用、金融機関には自らに所属する仲介業者を指導するための費用がそれぞれ発生する。	
(行政費用)	登録審査に係る費用が発生する。また、金融サービス仲介業者について、関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。	代替案の場合、本案の場合と比較して、所属金融機関による仲介業者に対する指導がなされるため、関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用は減少すると見込まれる。	
直接的な効果(便益)	便益の要素		代替案の場合
	1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービスの仲介を行うことが可能となる。また、(特定の金融機関に所属をしないため、)多数の金融機関の金融サービスを取り扱うことが可能となる。		代替案の場合、本案の場合と比較して、所属先の金融機関が提供するものの範囲内においては多様な金融サービスを取り扱うことが可能となる。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等		代替案の場合
	金融サービス仲介業者が、複数業種(銀行・証券・保険等)かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融サービスをワンストップで提供することにより、利用者が、様々な金融サービスの内容や手数料等を比較し、自身に適したものを選択しやすくなるなど、利用者利便の向上やイノベーションの進展が期待される。		代替案の場合、本案の場合と比較して、多数の金融機関の金融サービスを取り扱う仲介業者にとっては、所属先の金融機関それぞれから行われる指導に対応するための負担が大きくなると考えられる。これにより、多種多様な金融サービスがワンストップで仲介されやすくなり、利用者が、金融サービスの内容や手数料等を比較しながら自身に適したものを選択しやすくなるという効果は限定的になると想定される。
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	① 費用と便益の関係の分析 利用者利便の向上やイノベーションの進展といった本案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。 ② 代替案との比較 代替案の場合、本案の場合と比較して、行政費用は小さい一方、遵守費用が大きいため、本案と比較して費用が小さくなるとは言えない。他方で、代替案の場合、多種多様な金融サービスがワンストップで仲介されやすくなり、利用者が、金融サービスの内容や手数料等を比較しながら自身に適したものを選択しやすくなるという効果は限定的になると想定されるため、便益は小さい。		
その他関連事項	-		
事後評価の実施時期等	「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考	-		